

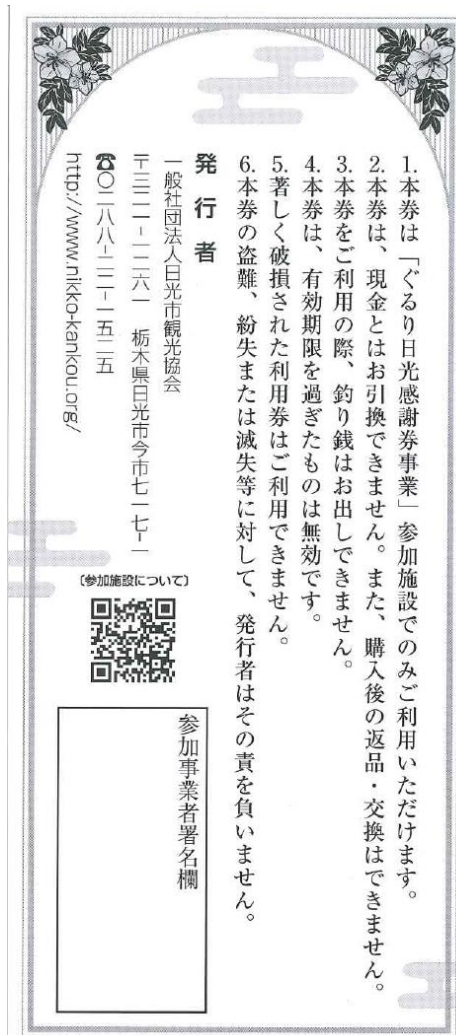
# ぐるり日光感謝券実施について

# ぐるり日光感謝券（使用条件・注意事項）

日光市内で使用できるふるさと納税を活用した商品券



表面



裏面

## ○使用条件

宿泊費・飲食費・入場料・体験料・市内移動費に該当する費用のみ

土産品や市外発着の移動費の費用は対象外  
金銭類似性の高い物（商品券等）や  
資産性が高い物（電子機器等）は対象外

## ○注意事項

- 感謝券の金額以下のサービスは、行わないでください。
- 券を利用の際は、つり銭はお出しできません。
- 宿泊施設で使用する場合は、納税者には事前に電話等にて直接宿泊施設に予約をし、使用するよう指導します。（OTAなど旅行会社を通しての決済は使用できないことも通知します）
- 感謝券の有効期限は発行年度から1年後の年度末とします。

# ぐるり日光感謝券（換金）

## ○換金（請求方法）

使用されたぐるり日光感謝券裏面にある参加事業者署名欄に事業者名をご記入の上、使われた券の金額から、手数料を引いた額（宿泊施設：手数料10%、その他施設は5%）の請求書（様式は任意ですが、インボイス登録済の場合は適格請求書）を使用された券と共に観光協会までお持ちください。

※手数料は、今後のぐるり日光感謝券の運営費(印刷代等)に使用させていただきます。

協会で内容確認後、問題がないようでしたらお申込みの際頂いた口座に請求を頂いてから約1ヶ月で振り込ませていただきます。



参加事業者署名欄：  
ここに事業者名を記入してください。